

今年度、これまでに28件の利用がありました 空き家除却補助金を活用してみませんか？



市では、市民の皆さんの安全と安心の確保及び生活環境の向上、更には跡地活用によるまちづくりの発展を促進するため、危険性のある空き家を除却する所有者等に対し、除却費用の一部を補助しています。

◆補助対象空き家

- 次のいずれにも該当する空き家
- 昭和56年5月31日以前に工事に着手された市内の建築物であること（昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く）
- 補助対象空き家及び一体的な利用に供される敷地・建築物が1年以上使用のないもの
- 公共事業等の補償対象となっていないもの
- 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの
- 国又は地方公共団体が所有していないもの
- 本庄市木造住宅耐震改修補助金を受けていないもの

◆補助対象者

- 市税に滞納が無く、次のいずれかに該当する者
- 補助対象空き家の登記事項証明書又は家屋補充課税台帳に所有者として記録されている者
- 所有者の相続人

◆補助対象工事

- 補助対象者が発注する補助対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事であること
- ※解体業者との契約・着工前にご相談ください。

◆補助金額

- 居住誘導区域内：最大50万円
- その他の区域：最大30万円

★都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 6

空き家、空き地を放置していませんか

空き家や空き地を放置すると、草木の繁茂や家屋の老朽化による建築材の飛散など、周囲の生活環境に影響を与える可能性があります。空き家や空き地は所有者の財産であり、適正に管理されていないことが原因で他者に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われます。下記のチェックリストを確認し、思わぬトラブルの原因とならないようにきちんと管理しましょう。

▼空き家、空き地チェックリスト

建物

- 屋根、軒裏：屋根材や軒天井の異常（変形、はがれ、破損）がないか
- 窓、ドア：傾きや開閉の不具合、ガラスの割れがないか
- 雨どい：水漏れ、変形、外れがないか
- 外壁：腐朽、はがれ、破損、浮きがないか
- 土台、基礎：破損、腐朽、ずれがないか
- 家の中：雨漏り、カビ、害虫の発生、臭気、動物のすみつきがないか

その他

- 塀、門扉：ひび、割れ、傾きなどがいないか
- 敷地：ごみ等の不法投棄、害虫の発生、草木の繁茂、臭気、動物のすみつきがないか

★空き家に関すること 都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 6

★空き地に関すること 環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 3、支所環境産業課 ☎ 72- 1 3 3 4



税務署からの お知らせ

★本庄税務署 ☎ 22- 2 1 1 1

確定申告書の提出は便利なe-Taxをご利用ください！

自宅からパソコン・スマホで確定申告書を提出できるe-Taxが便利です。確定申告期間中は、会場が大変混雑します。感染拡大防止の観点からもぜひご利用ください。

e-Taxをご利用いただくには次の方法があります。

- ①マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマホを利用する方法
- ②事前に税務署でID・パスワードを取得する方法

マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でもe-Taxで確定申告書を提出できます

ID・パスワードをお持ちでない方は、お近くの税務署で5分程度で発行できます（発行の際、税務署で職員と対面による本人確認が必要）。税務署は年明けから混雑しますので、年内の取得をお願いします。

※ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

いつでもどこでもスマートフォン（スマホ）で申告

「確定申告書等作成コーナー」は、スマホやタブレットでも画面が見やすく、操作しやすい「スマホ専用画面」に対応しています。

このスマホ専用画面は、年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などには特に便利です。ぜひスマホ申告をご利用ください。

課税課からの お知らせ

確定申告に利用者識別番号が必要になりました

市では令和3年2月12日（金）から3月15日（月）まで申告相談会を実施します。今回の申告相談会より確定申告の際に利用者識別番号が必要となりました（市民税・県民税申告の場合、利用者識別番号は不要）。

**申告会場の混雑緩和のため
事前取得にご協力ください**

利用者識別番号は、申告相談会場でも取得できませんが、混雑緩和のため、課税課（市役所1階）において、事前に取得をお願いします（令和3年2月10日（水）まで）。

市で取得した利用者識別番号は、市が実施する申告相談会場以外では利用できませんので、ご注意ください。なお、「自宅e-Taxを利用する場合には税務署で利用者識別番号取得の手続きをしてください」。

★課税課 ☎ 25- 1 1 1 2 3

